⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 5,087,407,870		
公開講座等収益	△ 7,217,300		
入学金収益	△ 754,804,100		
検定料収益	△ 131,261,200		
附属病院収益	△ 24,285,815,563		
受託研究等収益	△ 2,058,600,635		
受託事業等収益	△ 341,708,264		
寄附金収益	△ 1,446,600,536		
資産見返運営費交付金等戻入（授業料分）	△ 257,690,844		
資産見返寄附金戻入	△ 375,698,046		
建設仮勘定見返運営費交付金等戻入（授業料分）	△ 129,873		
財務収益	△ 16,496,853		
雑益	△ 500,311,486		
臨時利益	△ 20,514,140	△ 35,284,256,710	
業務費用合計			18,562,675,785
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,949,241,584
Ⅲ　損益外減損損失等相当額			
損益外減損損失相当額		1,299,082	
資産見返運営費交付金等相当額		2,430,237	
資産見返寄附金相当額		525,278	4,254,597
Ⅳ　損益外有価証券損益相当額（確定）			—
Ⅴ　損益外有価証券損益相当額（その他）			—
Ⅳ　損益外利息費用相当額			296,613
Ⅶ　損益外除売却差額相当額			389,369
Ⅷ　引当外賞与増加見積額			40,542,811
Ⅸ　引当外退職給付増加見積額			△ 259,737,496
Ⅹ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		13,877,759	
政府出資の機会費用		262,333,467	276,211,226
ⅩⅠ　（控除）国庫納付額			—
ⅩⅡ　国立大学法人等業務実施コスト			20,573,874,489

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成26年４月１日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会　平成26年11月27日最終改訂）」を適用しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、「特別経費」、「特殊要因経費」及び「補正予算」で措置された運営費交付金については、文部科学省が指定する期間進行基準、業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。

また、本学が定める「業務達成基準の取扱いについて」に基づき、学長の承認を得た研究プロジェクト等に充当される運営費交付金については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究等期間を耐用年数としております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建　　物	６～47年
構 築 物	８～60年
機械装置	10～17年
工具器具備品	２～20年
船　　舶	５～７年
車両運搬具	６年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、特許権については８年、商標権については10年、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

⑴　徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金及び見積額の計上基準

教職員に対して支給する賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、その支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

また、上記以外の役員及び教職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

⑶　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。運営費交付金により財源措置がなされる職員の退職一時金については、退職給付による引当金を計上しておりません。

国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。